参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

2024年1月25日 独立行政法人 国際観光振興機構 理事長 蒲生 篤実 (公印省略)

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、訪日インバウンド及び独立行政法人国際観光振興機構(以下「当機構」という。)に関する紙媒体の記事を選定し、納入する業務である。本業務の実施にあたっては、株式会社エレクトロニック・ライブラリーを契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該特定した以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した者との契約手続きに移行します。なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定した者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定です。

2. 業務概要

(1) 業務名

2024年度新聞記事等クリッピング業務

(2) 業務概要

訪日インバウンド及び当機構に関する新聞記事及びWeb上の記事を選定し、所定の期日までに、ファクシミリにより納入する。また、Web上のデータベースにて上記新聞記事の検索・閲覧機能を提供する。

(3) 履行期限

2024年4月1日 (月) ~2025年3月31日 (月)

3. 業務目的

訪日インバウンド及び当機構に関する紙媒体の記事を迅速に把握し、効率的な業務運営を 図ることを目的としている。

4. 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ①当機構の契約事務実施細則第26条の規定に該当しない者であること。
 - ②当機構から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) その他の詳細は、仕様書による。

5. 手続等

(1) 実施部

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーセ 独立行政法人 国際観光振興機構 企画総室 広報グループ 菊地

電話: 03-5369-3342 E-mail:press@jnto.go.jp

(2) 仕様書の交付期間、場所及び方法

交付期間:2024年1月25日(木)から2024年2月15日(木)まで

(受付時間:平日9時30分~17時00分)

交付方法: E-mailによる交付

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限:2024年2月15日(木)17時00分までに必着

提出場所: (1) に記載しているグループ宛

提出方法:持参又は郵送(配達記録が証明できるものに限る。)

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口:5(1)に同じ。
- (3) 令和04・05・06年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の「役務の提供等」認定を受けていない者であっても、5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が上記に定める応募要件を満たすと認められ、企画競争等に移行した場合に企画提案書等を提出するためには、当該資格の認定を受けていなければならない。

7. 契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22 年12 月7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約 をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報 を公開するなどの取組みを進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、 機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報 の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行ってい ただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご 了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相 当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職 していること。
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結 日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構0B)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高。

総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ かに該当する旨

- ③3 分の1 以上2 分の1 未満、2 分の1 以上3 分の2 未満又は3 分の2 以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OB に係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72 日以内(4 月に締結した契約については原則として93 日以内)

以上